

2025年4月30日

各位

会社名 Delta-Fly Pharma株式会社
代表者名 代表取締役社長 江島 清
(コード番号: 4598 東証グロース)
問合せ先 取締役管理部門担当 黒滝 健一
(TEL: 03-6231-1278)

第三者割当による行使価額修正条項付第10回新株予約権 及び無担保社債（私募債）の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2025年4月14日付の取締役会において決議した、マコーリー・バンク・リミテッド（以下「割当先」といいます。）を割当先とする第三者割当の方法による第10回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）及び第2回無担保社債（私募債）（以下「本社債」といいます。）の発行に関し、本日、本新株予約権の発行価額の総額（2,551,500円）及び本社債（250,000,000円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権及び本社債の発行に関する詳細につきましては、2025年4月14日公表の「第三者割当による行使価額修正条項付第10回新株予約権及び無担保社債（私募債）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

1. 本新株予約権の概要

(1) 割当日	2025年4月30日
(2) 新株予約権の総数	24,300個
(3) 発行価額	総額2,551,500円（1個当たり105円）
(4) 当該発行による潜在株式数	2,430,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありませぬ。 本新株予約権の下限行使価額（以下に定義します。）は244円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は、2,430,000株です。
(5) 資金調達額	1,091,191,500円（差引手取概算額：1,071,191,500円）（注） （内訳）新株予約権発行による調達額：2,551,500円 新株予約権行使による調達額：1,088,640,000円
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は448円です。 本新株予約権の行使価額は、各行使請求に係る通知を当社が受領した日（以下「修正日」といいます。）以降、各修正日の前取引日（以下に定義します。）の東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。 本新株予約権の行使価額は、244円を下回らないこととします。（以下「下限行使価額」といいます。）上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。「取引日」とは、取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限があった場合（一時的な取引制限を含みます。）には、当該日は「取引日」にあたりません。

	また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。
(7) 行使期間	2025年5月1日から2027年4月30日まで
(8) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法によってマッコーリー・バンク・リミテッドに対して割り当てます。
(9) その他	当社は、割当先との間で、本新株予約権に係る買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結いたしました。本買取契約においては、割当先が本新株予約権を譲渡する場合、割当先からの譲受人が本買取契約の割当先としての権利義務の一切を承継する旨が規定されています。

(注) 本新株予約権に係る調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額に、当初行使価額に基づき全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額(20,000,000円)を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、当該調達資金の額は変動いたします。

2. 本社債の概要

(1) 名称	Delta-Fly Pharma株式会社第2回無担保社債
(2) 社債の総額	金250,000,000円 但し、本社債の社債権者となろうとする者は、2025年4月23日から25日までの3取引日間の各日の当社の普通株式の取引所での普通取引の日次出来高加重平均価格（VWAP）が、2025年4月11日の当社の普通株式の取引所での普通取引の終値の75%相当額を超過している場合、金250,000,000円を払い込むものとされており、また、上記条件が充足せず、上記3取引日間の各日の日次出来高加重平均価格（VWAP）が50%相当額を超過している場合、金125,000,000円を払い込むものとされておりました。そして、2025年4月23日から25日までの3取引日間の各日の当社の普通株式の取引所での普通取引の日次出来高加重平均価格（VWAP）は2025年4月11日の当社の普通株式の取引所での普通取引の終値の75%相当額を超過していることから、金250,000,000円満額の払込みが行われました。
(3) 各社債の金額	金12,500,000円
(4) 払込期日	2025年4月30日
(5) 償還期日	2027年4月30日
(6) 利率	年利0.0%（ゼロクーポン）
(7) 発行価額	額面100円につき金100円
(8) 償還価額	額面100円につき金100円
(9) 償還方法	満期一括償還 本社債に係る買取契約（以下「本社債買取契約」といいます。）上、本社債の社債権者（以下「本社債権者」といいます。）は、各暦月の15日（営業日でない場合は翌営業日）及び最終営業日に当社に対して通知することにより、当該通知から5営業日以内に本社債の償還金額の累計額が本新株予約権の行使により割当先から当社に払い込まれた金額の累計額を超えない範囲内で（但し、2026年2月以後においては、残存している社債の一部又は全部の範囲内で）、額面100円につき金100円で本社債の元本の全部又は一部の期限前償還を求めることができることとされております。 当社は、自らの裁量によって、本社債権者に対する遅くとも10営業日前までの通知をすることで、いつでも、額面100円につき金100円で本社債の全部又は一

	<p>部を期限前に償還することを本社債権者に対して請求することができます。</p> <p>本社債権者は、(i) 当社及び当社と同一の国に主たる事務所及び住所を有する当社の完全子会社が有する担保の付されていない現金及び現金同等物の総額が、その時点で残存する本社債の額面総額の75%を下回った場合、又は(ii) 当社が本社債以外の金融債務を有している場合、当社の連結財務諸表上、担保の付されていない当社の連結財務諸表上の現金及び現金同等物から6か月以内に支払期限が到来する金融債務（残存期間にかかわらず本社債を除きます。）の総額を控除した額が、その時点で残存する本社債の額面総額の100%を下回った場合には、その後いつでも（上記各事由が治癒したか否かを問いません。）、償還日の5営業日前までに通知することにより、その保有する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で、繰上償還することを当社に対して請求することができます。</p> <p>本新株予約権の発行要項に規定される取得事由が生じた場合や当社が割当先より本新株予約権の買取請求を受けた場合、本買取契約が解除された場合等には、当社はその時点で残存する本社債の元本の全部又は一部を期限前償還するものとされております。</p>
(10) 総額引受人	マッコーリー・バンク・リミテッド
(11) その他	本社債買取契約においては、当社の誓約事項として、当社は、本社債が残存する限り、金融負債の調達又は資産の取得のための資金調達を行う場合に、法令の定めによる場合等の一定の場合を除き、当社の資産に対して担保権を設定してはならない旨等が規定されております。

以 上